

○建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号認定及び同項第 2 号許可に係る事務処理要領

(平成 30 年 9 月 21 日 建築課長決裁)

(令和 5 年 12 月 13 日 建築課長決裁)

(目的)

第 1 条 この要領は、建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定（以下「認定」という。）及び同項第 2 号の規定による許可（以下「許可」という。）に関する事務処理を定めることを目的とする。

(事前協議)

第 2 条 建築主等は、原則として、認定又は許可に係る事前協議を行うこととする。

(認定申請に必要な図書等)

第 3 条 建築基準法施行規則第 10 条の 4 の 2 第 2 項に定める承諾書の記載内容は、次に定めるものとする。

- (1) 承諾者の住所、氏名、印
- (2) 承諾年月日
- (3) 承諾する道の位置
- (4) 承諾する内容

2 天草市建築基準法施行細則（以下「細則」という。）第 13 条に定める市長が必要と認める図書又は書面は、次に定めるものとする。

- (1) 建築基準法施行令第 144 条の 4 第 1 項各号に適合することを確認するための図書等
- (2) 道の敷地となる土地の登記事項証明書又は登記事項要約書及び字図
- (3) 現地写真

(許可申請に必要な図書等)

第 4 条 細則第 6 条第 1 項に定める市長が必要と認める図書又は書面は、次に定めるものとする。

- (1) 通路の敷地となる土地の登記事項証明書又は登記事項要約書及び字図
- (2) 現地写真
- (3) 通行同意書

(専決区分)

第 5 条 認定及び許可に係る専決区分は次の各号の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 「建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号認定及び同項第 2 号許可に関する基準」に規定する事前一括同意の許可基準又は認定基準に適合する建築物 建築課長
- (2) 前号以外の建築物 建設部長

(認定及び許可申請の内容の審査)

第 6 条 建築課長は、認定及び許可申請があった場合は、その内容を以下の各号の区分に定めるものにより審査するものとする。

- (1) 認定の場合 認定基準チェックリスト（様式第 1 号）
- (2) 許可の場合 一括同意基準チェックリスト（様式第 2 号）

(認定及び許可に係る通知書の交付)

第 7 条 建築課長は、前条の規定による審査により認定及び許可が支障ないと判断した場合は、申請者に次の各号の区分に定める通知書を交付するものとする。なお、通知書には申請書の副本を添えることとする。

- (1) 認定の場合 認定通知書（様式第 3 号）
- (2) 許可の場合 許可通知書（様式第 4 号）

(天草市建築審査会への報告)

第 7 条 建築課長は、許可をした場合は、報告書（様式第 5 号）を作成し、許可の直後の天草市建築審査会に報告することとする。

(認定又は許可を受けた計画の変更)

第 8 条 認定又は許可を受けた計画に変更がある場合は、原則として、再度認定等の手続きを行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、建築許可認定事項変更届出書（様式第 5 号）に変更理由書、変更に係る図書（変更前と変更後の計画を記載したもの）、その他市長が指定した図書等を添えて提出するものとする。

- (1) 計画の変更に係る確認申請が不要な軽微な変更の場合
- (2) 既に与えた認定又は許可の範囲内である場合

附則

この要領は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 12 月 13 日から施行する。